

全国一斉

労働相談

ホットライン

36(さぶろく)きょうていをまもるろうどう

0570-036-610

※上記は特設番号です。6/10以外は御利用いただけませんので御注意ください。  
※通話料がかかります。PHSや050IP電話からは御利用いただけません。

弁護士が  
無料で  
対応します

2019 / 6 / 10 (月)

10 : 00 ~ 22 : 00

大学の試験を  
受けられない程  
バイトのシフトが入る...

残業代が  
出ない...

バイトを辞めたいのに  
辞めさせてくれない...

次の更新がない...

パワハラ  
セクハラ  
がひどい...



こんなことはありませんか...?

- ・ 実際は求人広告よりも賃金が低かった
- ・ 残業代が支払われない
- ・ 上司から怒鳴られる
- ・ 残業が多すぎて疲れてしまった...
- ・ 明日から来なくてもいいと言われた
- ・ 会社でけがをしたのに「労災手続」を取ってもらえない
- ・ しつこく退職を迫られる
- ・ 次は更新しないという契約書にサインをすれば今回だけ更新すると言われた

鹿児島県弁護士会では、電話相談以外に面談相談も併せて実施します。

面談相談実施日時 2019年6月10日(月)  
午前10時~正午・午後1時~3時  
(予約優先。相談の受付は当日午後2時半で終了)  
実施会場 鹿児島県弁護士会館(鹿児島市易居町2番3号)  
お問合せ先 鹿児島県弁護士会(Tel. 099-226-3765)

主催：日本弁護士連合会・各弁護士会

※各弁護士会により実施状況が異なります。詳細は実施案内を御確認の上、各弁護士会にお問い合わせください。実施案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますので予め御了承ください。